

平成28年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成28年 3月15日（火曜日）

開 会 午後 4時00分

閉 会 午後 4時40分

○会議に付した事件

1. 家庭教育支援推進計画（第4期）について
 2. 白老町国民保護計画の変更（案）について
-

○出席委員（7名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

子ども課長	下河勇生君
子ども課主幹	渡辺博子君
子ども課主査	藤元路香君
総務課危機管理室長	小関雄司君
総務課危機管理室主幹	森玉樹君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、総務文教常任委員会協議会を開催したいと思います。

（午後 4時00分）

○委員長（小西秀延君） きょうの協議事項ですが、2点ありますが、1点目家庭教育支援推進計画（第4期）について、子ども課より説明を求めます。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議会で大変お疲れのところありがとうございます。第4期の家庭教育支援推進計画でございます。こちら平成17年に第1期がつくられて、平成20年に第2期、平成23年に第3期となっております。子どもを取り巻く環境が非常に厳しいといえますか、家庭のところで重要なところが、家庭の教育力の低下というところがありますので、その部分を推進していきたいという計画になりますので、この部分を皆さんに意見等お願いしたいと思います。内容ですが、担当しております藤元より説明のほうさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 藤元主査。

○子ども課主査（藤元路香君） それでは私のほうから、第4期家庭教育支援推進計画について、簡単ですけれども説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。計画作成の趣旨としては、近年、少子化や核家族化に伴い育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、不登校、少年非行の低年齢化と支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題はますます複雑かつ、深刻化する傾向にあります。子どもを取り巻く社会や家庭環境の変化により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっています。家庭環境は子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の向上など、重要な役割をもっており、子の誕生から自立まで継続して支援していくことが重要です。また、家庭内だけではなく、地域や学校をはじめとするほかとの連携をおこない、町全体で子どもを健やかに育てていくよう家庭教育の環境を充実させていくことが必要です。こうした背景の中「第4期家庭教育支援推進計画」を策定いたしました。

それでは、2ページ目をお開きください。2ページ目、3ページ目においては、第3期家庭教育支援推進計画の成果と課題を挙げております。まず、成果としましては、学習の機会の拡充ということで、各機関において子育てや家庭教育に関する学習機会をふやし、家庭の教育力向上を図ってまいりました。

次に、家庭教育、相談支援の充実ということで、こちらについては、訪問を希望する家庭へ訪問し相談を受け、適切なアドバイス、きめ細やかな情報提供により訪問件数やリピーターが増加傾向にあります。また要支援家庭については、専門機関につなげるなど、児童虐待防止の観点においても役割を担ってきました。3つ目については、家庭教育支援ネットワークの拡充ということで、子どもを取り巻く環境において新たに、アウトメディアの啓発、放課後の子どもの居場所づくり等について、行政、学校、地域、NPO法人等、支援する組織間の連携を図

りながら、新たに事業を展開してまいりました。

その中の課題としましては、次の3つが挙げられております。まずは、家庭教育の充実ということで、講座受講を希望するのは、子育てに関心を持ち自らが進んで学ぼうとする保護者が多いため、孤立しがちな保護者や時間的に学ぶ余裕がないといった保護者に対して、今後どのようにすれば家庭教育に関心を持ち参加してもらえるか、また、父親の育児の参加は子どもの発達により影響を及ぼすとともに、母親の育児軽減にもつながることから、積極的な参加を促進できる取り組みを考えていかなければなりません。2つ目に子育て支援者の育成として、多種多様な問題を抱える家庭が増加傾向にある事に対し、適切にアドバイスをおこない、寄り添うことができるような子育て支援者が必要ですが、現状では人材が不足している状況であり、支援者の育成を推進していくことが必要となってきます。3つ目に子育て支援体制の強化ということで、核家族化や地域とのつながりの希薄化にともない、親族や地域からの支えが少ないなど子育てにおける精神的負担が大きくなり、不安や孤立感を抱えている家庭がふえるとともに、ひとり親家庭や保護者の病気や障がい、子どもの障がいによる個別の状況に応じた支援を必要とする家庭がふえています。しかし、そのような家庭が自ら支援を求めることは少なく、孤立した家庭を見つけ出し、適切な支援をするかが求められています。

4ページ目にまいりまして、これらを踏まえまして、3番目家庭教育力向上のための基本的な考え方と方向ですけれども、本町においては、ひとり親世帯や要支援家庭が増加傾向にあり、多様な問題や課題に対して専門機関との連携を図りながら支援を進めていくことを強化していく必要があります。家庭教育にあっては、家庭を基本としながらも、学校、地域、関係機関等と連携を図り、まち全体で支援していく必要があります。地域のネットワークを生かしながら、家庭教育力の向上を目指して、子ども一人一人を尊重し、子どもの豊かな成長と発達、命を保障するとともに、全ての子供たちが幸せを実感できるよう取り組みを進めてまいりたいと思います。

4番の計画の位置づけですけれども、家庭教育推進計画は、「白老町子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とし、その整合性を図りながら進めていきます。白老町子ども・子育て支援事業計画の前は次世代育成支援計画だったのですけれども、それから白老町子ども・子育て支援事業計画に変わりましたので、それを上位計画として位置づけていきたいと思っております。

5番目の計画の体系・期間としましては、計画の期間は、白老町子ども・子育て支援事業計画の終了年度に合わせるものとし、平成27年度から31年度までの5年間としたいと思います。ただし、計画の進捗状況によっては適宜見直しを行うこととします。

6ページにまいりますけれども、体系と施策の方向性が書いてありますけれども、次に6番目の基本目標と推進の方策のところを先に見ていただいて、6ページの体系に書いてありますけれども、①、②、③、④、⑤点、次の5点を目標に掲げ、家庭教育を向上させるための支援を進めてまいりたいと思っております。まず、基本目標1としては、学習機会の充実。こちらは、子どもの成長発達に応じた学びの機会の充実。将来親となるために子育てを理解する学びや触れ合いの機会の充実。3つ目は父親の育児参加と家庭教育の理解と学び場の促進、4つ目にアウ

トメディアに関する啓発の促進などに取り組んでまいりたいと思います。

次に、基本目標2としましては、相談体制の拡充ということで、こちらは、子育てサポーターの人材育成や情報提供・啓発の促進を行ってまいりたいと思います。

8ページにまいりまして、基本目標3としまして、家庭教育支援ネットワークの推進ということで、家庭教育支援調整機能の拡充や専門機関との連携や協力体制の強化を行ってまいりたいと思います。基本目標4、家庭と地域の教育力向上。こちらは、家庭・学校・地域が一体となった教育事業の推進を進めてまいりたいと思います。基本目標5、要支援家庭への支援体制の充実。さまざまな問題、困難を抱える家庭への情報提供・相談体制の充実、子どもの権利を守るための環境整備を取り組みとして行ってまいりたいと思います。

9ページ目ですけれども、この目標、それから今言った取り組み内容が実際にどのように取り組んでいるのかということと、これから取り組んでまいりたい内容を書いてございます。その中でも新たに事業を進めるところと、重点的にここは力を入れていきたいというところだけ話させていただきたいと思います。まず、基本目標1の家庭教育に関する学習機会の充実のところでは、3番の父親の育児参加と家庭教育の理解の学びの場の促進というところで、②番のところになりますけれども、①番のところでも父親向け家庭教育講座というのを現在も行っておりますけれども、それに加えて子ども発達支援センターにおいて、来年度からですけれども父親の育児促進事業ということで、父親と一緒に参加して行う事業を行ってまいりたいと思います。4番目のアウトメディアに関する啓発の促進というところで、現在もアウトメディアに関する啓発は行っていますけれども、学校教育課とも連携しながら今後もアウトメディアについての啓発をより一層進めていきたいと考えております。

次に、基本目標2のところですが、10ページのほうに行ってください、⑦番目の子育てガイドブックの作成と更新というところで、これが今年度子ども課のほうで子育てガイドブックというのを作成してこれから配布する予定ですが、その作成と配布、それから今後その内容の見直しとあと更新等を行っていくというところで、これを行っていききたいと思います。基本目標3、家庭教育支援ネットワークの推進というところで、こちらの2の行政・民間との連携や協力体制というところの②番ですが、家庭教育に関する企業への啓発ということで、現在も企業の方への啓発は行っていますが、より一層ここを力を入れて企業のほうへも出向いたりして啓発を行っていききたいと思います。基本目標4、家庭と地域の教育力向上というところですが、こちらの①番の放課後の居場所づくりの実施というところで、現在もNPO法人においては、放課後子どもの居場所づくりということで月数回行っていますけれども、あとは児童館とか、子ども課では就労している人に限ってですけれども児童クラブを開設していますけれども、そのほか今後も放課後の居場所づくりについて検討を行っていききたいと思います。基本目標5のところでは、要支援家庭への支援体制というところで、これは現在も全部行っておりますけれども、特に個別ケース会議等は年々回数も多くなってきておりますし、個別にケースを見ていかなければいけないというところがふえてきているので、こちら辺が重要となってくると思います。

それ以降の12ページにつきましては、今の取り組み状況とかを各課で行っていることを書いてありますので、あとでござんいただきたいと思います。

私のほうからは以上で第4期家庭教育支援推進計画について、簡単ですけども説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） それでは、担当課より説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。

吉田委員、どうぞ。

○委員（吉田和子君） 何年かおきに必ずいろいろな計画を挙げるのは大変な作業だったと思います。大変お疲れ様でした。ずっと今説明を聞きながら見させていただいて、十分学習はしてきていないので申し訳ありませんが、9ページの行動計画（アクションプラン）の中で、父親の育児参加と家庭教育の理解の学びの場の促進、これは大変重要なことだというふうに思います。ただ、家庭教育ということなので、ご夫婦、お父さんお母さんのことを取り上げているのかなというふうには思うのですが、今全国的に生産人口ふやすということで、女性の社会進出ということを言われていますけども、そういったことからいくと祖父母が子どもの養育にかかわることが結構出てきているのです。だからそういうことでは、祖父母の家庭教育にかかわるそのかわり方とか、割と祖父母と若い人の子育てが昔と違いますので、そういったことの行き違いがあったりとかが結構あるのです。だからそういったことでの何か祖父母に対しての教育体制があるといいなとちょっと思った感じです。それともう1点、要保護児童対策協議会の実施ということなのですが、これはやはり虐待のほうの関係だと思えるのですけれども、連絡協議会ですから何かあるとすぐそういった形でどう対応するかということがあると思うのですけども、1つは要保護児童対策協議会のメンバーが家庭訪問してもなかなか受け入れられないということがあるので、虐待をする親のあとの教育というのが大事だというふうに言われているのです。そういう生い立ちを含めて、自分が虐待を受けた人がまた虐待をするという連鎖しているものがあるということから、その対応をきちんとしていかなければならないのではないかと思いますので、アクションプランの基本目標なので、そういったことも何か一言あれば、家庭支援員がいて家庭支援をするのですけれども、またこういった専門の人たちがやっていくということも今後必要ではないかという思いです。ですから、入れる入れないではなくて、今後の計画の中で考えていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 先ほどの父親向け、保護者という観点でのところで考えていきたいと思います。今の個別ケースもそうですけども、実際は私共職員が対応している状況ですので、ここも親の教育、大きく進めていくところ考えていきたいと思っております。ありがとうございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。

及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 及川です。この4期の家庭教育支援推進計画ですけども、最近も

そういうこと起きているのだけれども、それぞれの自治体の中でノーテレビデーというのか、一日テレビをつけないというのは、実はもう7・8年前になるのか、視察の中で茨城県の東海村に視察に行ったときに、この子どもの関係で行ったのですけれども、そのときにもうすでにそういう取り組みを真剣にしていたのです。なかなか非常にいい取り組みだと感じていたのですけれども、最近そういうことが広まっているようなのですけれども、その部分を含めてこの基本目標4の中で何かそういう取り組みもぜひ考えていってほしいものだと思うのですけれどもどうですか。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 今のはアウトメディアになるかと思うのですけれども、要はそういうものに時間を減らすというところになると思います。特に学校の小・中のほうで取り組んでいるところで、幼児のほうはどちらかといいますと家庭、保護者のほうにかかわりの中で進めていくところになるかと思しますので、そういうことは進めていきたいとは思っております。ありがとうございます。

○委員長（小西秀延君） 藤元主査。

○子ども課主査（藤元路香君） 今のお答えですけれども、すでに道のほうとかでも多分月の第3土曜日とかそういう日を設けておりますので、今後も白老町でも学校教育と相談しながら、連携しながらそこら辺は進めてまいりたいと思いますし、家庭教育の訪問支援チームというのがあるのですけれども、そこでは2歳までテレビを消してみませんかという冊子とかも配らせていただいているのです。そういうところから、小さいころからの啓発も今後より一層行っていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。私いつも思うのですけれども、10ページの子育てのガイドブックだとかこういったものというのはたくさんあるのですよね。たくさんあるのだけど今までやはり問題なのは、なかなか目にしてもらえないという問題が1番大きな問題かというところの私の提案なのですけど、解決方法としてSNSを利用して、一冊丸々送信するのではなくて、都度都度何ページかにわけて配信するとか、そういった形というのはできないものなのでしょうか。そういったことをすると目に触れる形もふえますし、啓蒙活動には、今ほとんどのお母さんたちは若い世代なので、スマートフォンを利用しているお母さんたちがほとんどだと思うのですよね。だから、そういった意味ではガイドブックよりも効果的に目に触れる確率がふえるのかと。そういったことは今後検討の余地はあるのかどうかお伺いしたいです。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 一般質問で吉田議員のほうからもお話のあった、情報をつくったものがいかにして保護者のほうに伝わっていくかというところのご提案で、SNSは検討する余地はもちろん十分あるかと思えます。予算も含めまして、あと支援を要する保護者にどのように伝えていくのかということが今後課題だと思っております。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） ただいまの情報発信の意見についてでございますけれども、現在紙ベースではありますけれども、このガイドブックというものを作成しております。今月末完成ということをご予定しております、このガイドブックにつきましては、小学校入学前の子供さんがいるご家庭には全戸配布したいと考えております。またこの内容につきましては、ホームページ等にも掲載を予定しております。今後それ以外の情報、その都度の情報につきましては、今SNSを利用されている保護者の方もふえているということで、今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田です。ちょっと簡単なことをお聞きしたいのですが、今のところの情報提供のこととかアウトメディアのこととか、最近いろいろやってらっしゃるのですが、現実的にお母さんたちとかお父さんたちが、私白老町のホームページ見ると、なかなか子育てのところが一括してないというのですか。ホームページ上で、子供が生まれたら、健診いつだったろうとか、それとか例えば萩野のほうの発達支援センターに行きたいとか、いろいろなところがこうやってバラバラにあるような気がして仕方ないのです。だから、もしこういうものをこうやってきちんとやっていくのであれば、1カ所で情報をこうやって見れるような体制はできないものかと前からすごく思っていたのですが、いかがかしらと思って。結局自分で情報欲しいと思っても、お母さんたちというのは結局何もわからないから、調べ方がわからないというのですか。言われたらすぐ、そうよね。そこにあるよね。というのはわかるのだけでも、でも実際は情報の調べ方がわからないというのが1つあるので、その辺もう少しうまく、1カ所いったら次々こうやって調べてみるような体制が1つほしいと。もう1個は、この間も私議会で質問した中なのですが、5ページのところの計画の位置づけということで、家庭教育支援推進計画というのは、道の関連条例とか計画とかといってこうやって2つありますけれども、北海道子どもの貧困対策推進計画というのは、この家庭教育の中の体系の中の⑤要支援家庭への支援体制ということで、いろいろな課題を抱える親御さんたちへのやはり具体的な支援策が盛り込まれている、貧困が盛り込まれているのではないかなと思うのです。だから、これもうぜひ入れたほうがいいのではないかなと思うのですけどいかがでしょうか。この2点だけお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 北海道で策定されました北海道子どもの貧困対策推進計画も、これはこの中にいれて関連性をもっていきたいと思っております。あとホームページの関係かと思っております。わかりやすく入ったときにいくという形で、私どもだけではできないので、これは担当、情報等がありますので、いかにわかりやすくしていくかというのは検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。

吉田委員、どうぞ。

○委員（吉田和子君） 今西田委員から出た、養育支援家庭訪問の実施というのは、これは私特別支援者の家庭のことなのかとは思って見ていたのですが、ひとり親とか貧困格差というのはまた違う観点かと思ったのですが、家庭教育の中では貧困格差とか貧困家庭への支援とか、先ほど西田委員もホームページ見ているとどこにいったらいいのかわからないくらいこれはいろいろなところの部署で対応するのですけれども、貧困家庭対策、教育も含めてになってきますよね。これはどこが所管するようになりますか。この貧困対策というのは、これ一般家庭の貧困対策としたら何かすごい幅が広いのだけど、1部分ずつ取り上げてそれぞれ対応するのか、それとも、家庭教育だから家庭の貧困に対してだけ子ども課でやっていくようになるのか、その辺の考え方みたいな、統一はできないのではないかなと思うのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） そうですね。ちょっと子供の貧困対策ということが大きくキーワードとしてありますけれども、実際は親のというところになりますので、実際例えば生活支援等の相談というのは、今は健康福祉課のほうで受けているというような状況です。子ども課のほうでそこまでのところは専門ではないので、どこか1カ所でできるというところはやはりないかと思うのです。基本的には子ども課といいますか、今度子育て支援室のところ、大きなところでいうと頭になりながら連携をしていくというところしかちょっと今の段階ではないのかと思ってはおります。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。ないようであれば、質疑なしと認めます。担当課の皆さんお疲れさまでございます。

それでは続きまして、白老町国民保護計画の変更（案）について、総務課危機管理室から説明をお願いいたします。

森危機管理室主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） それでは私のほうから、白老町国民保護計画（案）の概要に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず初めに、白老町国民保護計画とはですが、この計画につきましては、国民保護法第35条の規定に基づきまして、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的に作成するものでありまして、平成19年1月に作成してございます。

続きまして、計画の対象とする事態でございますが、大きくわけまして2つございます。1つ目につきましては武力攻撃事態、2つ目につきましては緊急対処事態でございます。初めに武力攻撃事態につきましては、4点の事象がございます。1つ目は着上陸侵攻、2つ目はゲリラや特殊部隊による攻撃、3つ目は弾道ミサイル攻撃、4つ目は航空攻撃の4点でございます。2つ目の緊急対処事態につきましては4点ございまして、1つ目が危険物質を有する施設への攻撃（原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等）、2点目が大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅や列車の爆破等）、3点目が大量殺りく物質による攻撃（炭疽菌やサリンの大

量散布等)、4点目が交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機等による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来)になってございます。

続きまして、計画の構成でございます。この計画につきましては、5編で構成されております。第1編につきましては総論として、町の責務、基本方針及び対象とする事態などについて記載しております。第2編につきましては平素からの備えや予防としまして、町の組織体制及び関係機関との連携体制など平素からの備えについて記載しております。第3編につきましては武力攻撃事態等への対処としまして、町対策本部及び住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処などについて記載してございます。第4編につきましては復旧等としまして、武力攻撃災害により被害が発生したときの復旧などについて記載しています。第5編としましては、緊急対処事態における対処について記載してございます。

続きまして、裏面をごらん願います。今回の計画変更の理由でございます。国の「国民の保護に関する基本指針」及び「北海道国民保護計画」の変更に伴う白老町国民保護計画の変更でございます。

続きまして、主な変更内容でございます。大きく三つに区分させていただいております。1つ目は道計画との整合でございます。その1つ目としまして、国との通信体制として緊急情報ネットワークシステム(E-m-n-e-t:エムネット)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備されたことに伴いましてその活用を追記してございます。2点目としましては、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣し、連携を図ることを追記してございます。3点目としましては、核攻撃等の場合における避難住民等のスクリーニング及び除染等の必要な措置などについて追記してございます。4点目としまして、国が整備する「安否情報システム」等を活用した安否情報システムの活用・情報の収集、整理及び提供について追記してございます。5点目としまして、呼称の変更でございます。死体を遺体、災害時要援護者を避難行動要支援者、要援護者等を要配慮者に呼称を変更してございます。また、生活関連施設の所管官庁の変更につきましては、文部科学省、経済産業省所管だったものを、原子力規制委員会に変更してございます。続きまして、6点目「NBC攻撃の場合の避難の留意点」を道計画に準じ、追記してございます。また、「事態想定ごとの避難の留意点」の項目を新設しまして、各事態想定記載内容の文言の整理をしてございます。7点目でございます。「基本用語の説明」を現行は資料編に記載しておりましたが、今回の変更案では町計画第1編に移設しまして、項目の追記、文言の整理等を行っております。続きまして、大きな区分の2つ目でございます。町組織及び統計データの更新の1点目としまして、町組織改編に伴う町対策本部の組織構成の変更、町災害対策本部機能の準用による各部課の業務の変更、町対策本部機能の変更に伴う平素の業務の修正及び加除を行っております。続きまして、2点目でございますが、町組織改編に伴う名称の変更、町の通信設備の現行の状態への変更、関係機関の連絡先、図や統計値の修正を行っております。大きな区分3つ目の字句等の修正でございますが、現行では白老町と表現していたものを町に変更する文言の整理、それと誤字・脱字等の修正・加除を行っております。

最後に記載はございませんけれども、今後の計画変更に係るスケジュールでございますが、現在、2月29日から3月29日までパブリックコメントを実施中でございます。その後、4月下旬には国民保護協議会を開催しましてこの変更案の諮問を行い、答申を得た後に北海道知事へ協議し回答をいただいた後に変更計画は正式決定となります。その決定を踏まえまして、その後町議会へ報告するとともに公表する予定になってございます。以上で説明を終わります。

○委員長（小西秀延君） 担当課より説明が終わりました。質疑はございますでしょうか。及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 非常に難しい案件なのですけれども、スケジュールは若干後段説明がありましたけれども、これ実際に運用というのはいつになる予定ですか。

○委員長（小西秀延君） 森危機管理室主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 今回の変更に伴う運用につきましては、最終的に知事協議から回答いただいた日が正式決定の日になりますので、予定では5月中に回答いただけるというふうに想定してございます。

○委員長（小西秀延君） 西田委員、どうぞ。

○委員（西田祐子君） 説明ありがとうございます。この白老町国民保護計画の内容なのですが、基本的に逃げるときには町民は考え方として、普段いただいている避難行動計画とかありますよね。いろいろな災害というのは、それと同じように考えていけばいいということで、あとは町のほうできちんと考えてくださっていますと理解すれば、それだけでよろしいということでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） ちょっとイメージわからないかと思う事案ですけども、きのうもニュースでトルコで自爆テロがありました。そういったときに、この計画が発動するような形になります。また、先月2月には、北朝鮮の弾道ミサイルございましたけれども、実はそのときには、我々は担当課体制という形で2月7日朝から役場に詰めまして、国からくる情報を収集し理事者に状況報告するという体制をとっておりました。ですから、基本的には2月7日の北朝鮮の弾道ミサイルは別としまして、事態が起こった後に現実的に考えますと一時的には警察が動き出すという形になります。そこに町民がいた場合はその危険なエリアからまず退避していただくということが1つ目になってきます。その後、事態の状況に応じまして、収容施設が必要であれば、いわゆる避難所でございますけれども、そういったものを町が開設しましてそこで受け入れていくというような、その後のイメージにつきましては、災害対応のときと似たようなイメージを持っていただければよろしいかと思えます。当然そういった危険の周知ですとか情報伝達につきましては、防災無線を活用したりですとか、広報車を巡回させたりですとか、そういったような対応をすることになります。

○委員長（小西秀延君） ほか、質問をお持ちの方。質疑がないようですので、以上で質疑を終了したいと思います。担当課のご説明ありがとうございました。お疲れ様でございます。

◎ 閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。
お疲れさまでございます。

（午後 4時40分）